

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県国民健康保険財政安定化基金条例
- 二 秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 三 公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例及び秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

平成二十八年三月八日

秋田県知事 佐竹敬久